

静岡市緊急経済対策本部の設置について

- 1 名 称 静岡市緊急経済対策本部
- 2 設置期間 平成20年12月16日から当分の間
- 3 構 成 本 部 長：市長
副本部長：副市長
本 部 員：教育長、公営企業管理者、各局長、各区長、統括監、上下水道局次長、教育次長、各独立機関事務局長及び会計管理者その他局長会議出席者
庶 務：経済局商工部産業政策課
- 4 目 的 世界的な金融不安や経済の減速に加え、わが国景気の後退に伴い、本市の中小企業を取り巻く経営環境や雇用情勢が悪化する中、本市の市民生活や経済の安定化に向け、当面必要な施策を緊急的に講じることを目的とする。
- 5 所掌事務 目的達成のために必要な本市独自の施策・事業（緊急経済対策）の決定と推進及び関係部局間の調整
- 6 スケジュール
 - (1) 第1回会議 平成20年12月16日
 - ①緊急経済対策本部の設置及び窓口について
 - ②緊急経済対策（施策・事業）の検討及び調整
 - (2) 第2回会議 平成21年1月下旬
 - ① 緊急経済対策の決定
- 7 緊急経済対策の考え方
本市が独自かつ緊急的に実施することにより、本市市民生活や経済の安定化に資すると考えられる事業
 - ① 新 規：新たに実施する事業
例：「静岡市景気変動対策資金」の創設
 - ② 拡 充：既に実施している事業の強化、拡大、充実
例：中小企業相談窓口の充実・強化
 - ③ その他：事業の早期実施、PR
例：公共事業の前倒し実施